

令和4年5月11日

厚生労働省老健局長

土生 栄二 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都高齢者福祉施設協議会

会長 田中 雅英



## 令和6年度介護報酬改定についての要望

都内では新型コロナウイルスの感染者数が高止まりしており、特別養護老人ホーム（以下、特養）、デイサービス（以下、デイ）などを経営する福祉・介護事業者（以下、事業者）にとって油断できない状況が続いている。一方、令和6年度の介護報酬改定についての議論が始まりました。4月には財政制度等審議会において財務省が論点を提示しました。その中で「業務の効率化」と「経営の大規模化・協働化」の推進を示しています。介護報酬の削減を示唆する報道があり、こちらも楽観視できない状況だと捉えています。

現在、都内の事業者は介護報酬の抑制傾向により、経営が圧迫されています。たとえば、特養の約40%の施設が赤字に陥っています（＊1）。デイも廃業する事業者が増加しています。令和6年度介護報酬改定において、これ以上の報酬抑制が行われては、介護保険サービスの利用者（以下、利用者）に対するサービスの質の低下が懸念されます。

つきましては、利用者に適切なサービスが行きわたるよう、また、「介護崩壊」という事態を防ぐために下記の2項目を要望いたします。

\*1 2020年度(令和2年度)第21回東京都特別養護老人ホーム実態調査経営分析結果報告書

記

### 1 人員配置基準を見直す際には、特養の現状を理解していただきたい。

東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会では本年3月に、「東京都内特別養護老人ホーム人員配置調査（以下、本調査）」を実施した。本調査では都内全体での常勤換算数は2.01という結果となった。現在の入所者3人対し、介護・看護職員1名の配置基準以上の人員配置で利用者へのサービスを提供していることとなる。本調査の中で、92%の施設がICTを活用しても常勤換算数3対1では手厚い運営は「不可能」と回答している。更に、不可能と回答した施設は、「ICT機器などは職員の現状の負担軽減や業務省力はできても人の代わりにはならない」と85.2%が回答をしている。

また、人員配置基準の緩和についても、68%の施設は「反対」と回答している。現在の人員配置基準3対1でも成し得ない状況下で、ICT機器が人員配置基準緩和の条件にはならないことが明らかとなった。現場では、国が定める基準では良質なサービスは提供できないと考えており、特に認知症の周辺症状や重度化への対応など、特養に求められるサービスを適切に提供するためには、むしろ配置基準を緩和することではないことを理解していただきたい。

実際、フロアにいる3人の利用者に対して一人の介護職員がいるわけではない。定員90人の特養を例に挙げると、3対1ならば、介護・看護職員が30人配置されている。ただし、4週8休プラス有給休暇等で職員は月に10日間休みとなり、常時出勤者は20人である。看護師の3人（最低限度）、4人の夜勤者を除くと、昼間は早番、日勤、遅番の介護職員13人になる。さらに日勤5人は入浴介助に入るため、昼食の食事介助を除くとフロアにほとんどいない。つまり、休憩時間を確保しつつ日中に交代しながらフロアを担当する介護職員は8人となる。すなわち、3対1とは程遠い、約11対1である。夜勤帯はもっと過酷になる。施設運営基準ではユニット型特養では2ユニットに1人の配置とされている。1ユニットの利用者が10人ならば、20対1となる。ただし、2時間の休憩時間を他のユニットの夜勤職員と交代で休むため、40対1の時間帯がある。センサーヤロボットを活用していても結局、駆けつけるのは人である。この実態を認識していただきたい。

2 介護報酬における人件費率については、特別集計後、介護サービスの種類ごとの人件費率45%、55%、70%の3段階にしている現状を5%ごとの6段階に細分化していただきたい。

現在、介護報酬の人件費の区分を比較すると、訪問入浴介護と認知症グループホームの人件費割合がほとんど同じにもかかわらず、25%の差がある。明らかに公平性を欠いている。特養やデイサービスは50%を上回っていても45%の区分に設定されている。5%毎の6段階にしていただきたい。基本報酬、地域加算ともに人件費の実態を適正に反映することができるからである。

以上